

役員の旅費等費用弁償に関する規程

社会福祉法人菅生会

第1条 社会福祉法人菅生会の役員の旅費等費用弁償は、本規程の定めるところによる。

第2条 役員とは、定款第5条の規定に定める理事及び監事を言う。

第3条 役員等が、法人の理事会等に出席した場合は、1回につき、9,660円を支払うことが出来る。但し、法人が経営する施設の常勤職員は、この限りではない。

第4条 前条の支払いは、出席の都度支払うものとする。

第5条 役員が法人業務のため、出張する場合は、次表による費用等を支給することが出来る。

交通費	宿泊費	日当	その他（資料等の支払い）
実費	実費	9,660円	実費

2 旅費は原則として精算払いとする。但し、やむを得ない場合は、旅行前に概算払いをして、事後精算することが出来る。

第6条 本規程を改正する場合は、理事会の議決を得なければならない。

付則

- 1 この規程は、平成12年3月21日から施行する。
- 2 この規程は、平成14年2月25日から施行する。
- 3 この規程は、平成18年9月28日から施行する。
- 4 この規程は、平成26年2月25日から施行する。